

# 化学物質管理のアジア展開

2013年12月11日

# アジアにおける化学物質管理

2002年 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)開催(ヨハネスブルグ)

- 最重要論点は、化学物質固有の危険性のみに着目したハザードベース管理から、環境への排出量(曝露量)を踏まえたリスクベース管理へのシフト

**WSSD2020年目標**(ヨハネスブルグ実施計画より)

**予防的取組方法**に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す

- WSSD2020年目標の達成に向けて、アジア各国においてもリスクベースの化学物質管理制度を導入する動き
- 一方で、各国がバラバラに制度の導入を検討しているので、アジア各国間での調和がとれていない状況
- 現行の化学物質規制(ハザードベース)においても、対象物質の範囲は各国でまちまち(国によっては労働安全や爆発・可燃性を含む)
- アジア地域には日本からの輸出が多く、日本企業も多く進出。調和のとれていない規制の導入や、規制対象物質の不整合は、アジア域内における円滑なサプライチェーン構築の支障となるおそれ

# (参考)アジア各国の化学物質管理制度の概要

タイ	<ul style="list-style-type: none"><li>「有害物質法」により有害物質を4段階に分けて規制</li><li>「第4次化学物質管理国家戦略計画」で、化学物質管理の新たな包括的枠組みの創設を提言</li></ul>
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"><li>爆発・可燃性を含む包括的な化学品の管理を規定した「化学品法」を公布</li><li>具体的な運用に必要な下位規定や審査機関等の整備を推進</li></ul>
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"><li>政府法令の下、省庁別の大臣規則による危険有害化学品の規制を実施</li><li>化学物質の包括的なリスク管理を目的とした化学品法の制定を検討中</li></ul>
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"><li>「環境質法」「毒物法」により、環境汚染物質や毒物を規制</li><li>「環境有害物質届出・登録制度」を任意の制度として導入・継続運用</li></ul>
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"><li>「毒性物質及び有害性・核廃棄物管理法」により既存化学物質のインベントリを公開。新規化学物質の事前届出審査が制度化</li></ul>
中国	<ul style="list-style-type: none"><li>「危険化学品安全管理条例」により毒物を含む危険有害化学品を規制</li><li>「新化学物質環境管理弁法」により新規化学物質の登録を制度化</li></ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"><li>「有害化学物質管理法」により毒物を含む危険有害化学物質を規制</li><li>「化学物質登録評価法」により新既化学物質及び指定物質の登録制度を構築、今後施行</li></ul>
台湾	<ul style="list-style-type: none"><li>「毒性化学物質管理法」により毒性物質を4段階に分けて規制</li><li>既存化学物質のリストを作成し、新既化学物質の登録制度を構築中</li></ul>

# 化学物質管理に関するアジアとの協力

目的: アジア域内における化学物質管理制度の緩やかな調和と互換性の向上を目指す

## 1. ASEAN

現状1: 現在は危険有害物質の規制が中心

- 各国の規制物質を一覧できるASEAN共通のデータベースを構築し、ASEAN域内における貿易の円滑化を支援(ASEANデータベース)

現状2: WSSD2020目標に向け、リスクベースの制度構築を検討中

- 日本と親和性の高い制度をASEANで構築すべく協力(受入研修等)
- ASEAN内でモデルとなる制度をベトナムとタイで構築(二国間協力)

## 2. 北アジア

現状: 既に化学物質管理制度を制定。実施に向けた細則を検討中

- 細則における日本との親和性を高めるべく、化学物質管理担当機関間で意見交換を実施

# ASEANデータベースの構築

## ASEANデータベースに期待される役割

- リスク情報及びハザード情報の共有
- 各国の法規制情報を提供することによる透明性の向上及びコンプライアンスリスクの低下
- ASEAN地域における法規制の調和促進
- 同一物質に対して二重で試験を行うことの防止
- メンバー国が自国の化学物質インベントリを構築するための支援



- ASEAN各国は国によって化学物質管理制度の整備状況が大きく異なる
- 規制等の基本的な情報に対するニーズが高い国がある一方で、自国の化学物質インベントリを構築するニーズがある国もあるところ、幅広いニーズに対応できるデータベースとすることが必要

# 人材育成のための研修等

国際協力機構(JICA)、海外産業人材育成協会(HIDA)等の人材育成事業を活用して、ASEAN主要国の政府職員や民間企業幹部に対する人材育成事業を展開

## ◆ ベトナム、タイ

- 2011年度から3年間に計6回(予定を含む)、現地化学企業幹部を対象とするHIDAによる現地セミナーを先方政府の協力を得て開催し、化学物質のリスク評価手法について研修
- 2011年度から3年間、HIDA研修(@東京)を年1回開催し、上記の現地セミナーで選抜された研修生を受け入れて、知見の深化を促進
- JICA研修で政府の化学物質管理担当者に対する人材育成を実施
- ベトナム工業省化学品庁の幹部8名を2013年に製品評価技術基盤機構(NITE)で受入れ、1週間の研修を通じてデータベース構築に関する経験と知見を共有

## ◆ マレーシア、インドネシア、フィリピン

- マレーシアとインドネシアには、HIDAの現地セミナーと受入研修の組合せによる人材育成を、規模を縮小して実施
- JICA研修で政府の化学物質管理担当者に対する人材育成を実施

# ベトナム・タイとの二国間協力

科学的リスク評価に基づく効率的な化学物質管理制度の構築を支援するため、人材育成や技術協力、定期的な二国間政策対話の設置を規定した二国間協力協定(MOC)をベトナム、タイと2012年7月及び8月にそれぞれ締結

- MOCに基づき、相手国政府機関(ベトナム:化学品庁、タイ:工業省工場局)との間でワークショップを開催
- 化学物質のインベントリ作成や化学物質データベースの構築について、日本政府の経験や製品評価技術基盤機構(NITE)の知見を共有
- MOCに基づき相手国政府機関との政策対話を以下のとおり実施
- 協力活動の進捗をレビューするとともに、今後の活動方針を協議
  - ① ベトナム(先方代表:商工省ベトナム化学品庁長官)
    - 第1回:2012年12月7日 @ハノイ
    - 第2回:2013年11月15日 @東京
  - ① タイ(先方代表:工業省工場局部長)
    - 第1回:2012年11月29日 @バンコク
    - 第2回:2013年12月19日 @バンコク(予定)